

○財務省告示第六百三十七号

省令第三十号（昭和五十七年大蔵

成十五年十月二十日に発行する利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十五年十月十七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百五

二 発行の根拠 平成十五年度における公債の発

三 法律及びそ 行の特例に関する法律（平成十

四 法律第二十 五年法律第十八号）第二条第一

五 昭和二六 項及び財政資金特別会計法

六 昭和二六 項及び法律第百一号）

七 昭和二六 項及び法律第百一号）

八 昭和二六 項及び法律第百一号）

九 昭和二六 項及び法律第百一号）

十 昭和二六 項及び法律第百一号）

十一 昭和二六 項及び法律第百一号）

十二 昭和二六 項及び法律第百一号）

十三 昭和二六 項及び法律第百一号）

十四 昭和二六 項及び法律第百一号）

十五 昭和二六 項及び法律第百一号）

十六 昭和二六 項及び法律第百一号）

十七 昭和二六 項及び法律第百一号）

十八 昭和二六 項及び法律第百一号）

十九 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十一 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十二 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十三 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十四 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十五 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十六 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十七 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十八 昭和二六 項及び法律第百一号）

二十九 昭和二六 項及び法律第百一号）

三十 昭和二六 項及び法律第百一号）

三十一 昭和二六 項及び法律第百一号）

三十二 昭和二六 項及び法律第百一号）

三十三 昭和二六 項及び法律第百一号）

三十四 昭和二六 項及び法律第百一号）

三十五 昭和二六 項及び法律第百一号）

六 払込金額
七 最低額面金
八 振替単位
九 発行の日
十 募集の価格
十一 利率
十二 経過利率の払込み

発行する利付国債については、
額面金額で千五百四億三千七百
二十万円の国債整理基金特別会
計法第五条第一項の規定に基づ
き発行する利付国債について
は、額面金額で七千四百六十六
億四千七百九十万円
一兆八千九百四十四億七千七百
七十二万円
五万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
する。〇

平成十五年十月二十日

十一 額面金額百円につき九十九円七
十一年・四パーセント
（一） 国債募集引受団は、払込金

額に加えて、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定
する期日に払い込むものとす
る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{30}{365}$$

（二） 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に、ついては、前記（一）の算式
に算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
においたし、当該国債を非居住

十三 初期利子

者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出し、
た金額に当該非居住者又は外国税法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
する。ことができる。
平成十六年三月二十日
と、次の算式により算出した
金額を支払う。
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う(以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を、支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六箇月に属する

十五 償還期限

平成二十五年九月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十五年十月三日から平成十

十九 払込期日

平成十五年十月二十日